

熱損失防止改修（省エネ改修）に伴う固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

大紀町長 様

大紀町受付欄

申告者

住 所

フリガナ

氏 名

印

(TEL. — —)

大紀町税条例の規定により下記のとおり申告します。

納税義務者	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ	個人番号又は法人番号		
	住 所			
	氏 名 (名 称)			
所 在 地	大紀町			
種 類	構 造	床面積	m ² (改修後床面積50m ² 以上280m ² 以下が対象)	
建 築 日	年 月 日 <small>(平成26年4月1日以前から存在した住宅が対象)</small>	改 修 完了日	令和 年 月 日	
改修の種類	<input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 (二重サッシ化等)	<input type="checkbox"/> 床の断熱改修	<input type="checkbox"/> 天井の断熱改修	<input type="checkbox"/> 壁の断熱改修
	<input type="checkbox"/> 太陽光発電装置 設置	<input type="checkbox"/> 高効率空調機 設置	<input type="checkbox"/> 高効率給湯器 設置	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム 設置
改修費用	円		左のうち 補助金額	円
備 考	(※申告書を改修完了から3ヶ月以内に提出できなかった場合、理由を記入)			

提出書類一覧

- 熱損失防止改修（省エネ改修）に伴う固定資産税の減額申告書（当申告書）
- 増改築等工事証明書
(増改築等工事証明書は、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行したもの)
- 補助金等の内容を確認できる書類（補助金を受けている場合のみ）
- 認定通知書の写し（認定長期優良住宅の場合のみ）

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒519-2703 大紀町滝原1610番地1 大紀町役場税務課 固定資産税係

TEL : 0598-86-2215 FAX : 0598-86-3500